

# 宿泊事業者向け人材確保支援業務 仕様書

## 1 業務の目的

三重県内の観光関連事業者はコロナ禍による旅行者の大幅な減少の影響を大きく受け、人員整理が進んだ結果、旅行者が戻りつつある現状でも必要な人材を確保できず、人材不足がより深刻な状況となっている。

特に、観光業の中でも中核を担う宿泊事業者は、民間調査において最も人材不足が深刻と言われており、人材不足により稼働率が下がるなどの影響も出ている。回復する旅行需要を逃さないため、宿泊事業者の人材不足を解消することを目的とし、人材不足対策に関するセミナーの実施及び宿泊事業者と求職者をマッチングする宿泊事業者特化型合同企業説明会の実施に関する業務を委託するものである。

## 2 業務名

宿泊事業者向け人材確保支援業務

## 3 契約期間

契約日から令和6年3月25日（月）まで

## 4 業務内容

### (1) 宿泊業における人材不足対策に関するセミナーの実施

- ・県内に宿泊施設を有する宿泊事業者（以下、事業者とする）に対し、宿泊業の現状や人材不足解消の一助となる内容のセミナーを開催すること。なお、セミナー内容に関しては県と協議の上決定するものとする。
- ・セミナーは県内2か所で開催し、各回同様の内容とすること。なお、開催場所については県と協議のうえ決定するものとする。
- ・セミナーはハイブリッド形式（会場参加とWeb参加の併用）で開催すること。
- ・事業者の募集は可能な限り早く開始し、事業者への周知や集客を行うこと。
- ・下記（2）の合同企業説明会に参加を希望する事業者は、本セミナーを対面で受講することを参加の条件とする。
- ・合同企業説明会の実施時期を考慮の上、セミナー開催時期を提案すること。

#### 【成果目標】

- ・セミナーの参加事業者は30者以上／回を目標とする。

### (2) 宿泊事業者特化型合同企業説明会の開催

- ・三重県の宿泊施設で正社員として就労することに興味関心を持つ人材（以下、求職者）と、三重県内の事業者をマッチングする合同企業説明会（以下、説明会）を2回以上開催すること。
- ・求職者は、説明会の申し込み時点で三重県内の宿泊施設で正社員として勤務していない者を対象とすること。なお、パート勤務から正社員への転職を希望とする者は

対象としても可とする。

- ・説明会の開催地と開催回数は、原則東京・大阪各1回開催とするが、それ以外の開催地を提案する場合は、その開催地によって得られる効果や有効性を提案書に示すこと。
- ・開催時期は令和6年1月～3月上旬とし、事業者及び求職者の参加が多く見込まれる時期を提案すること。
- ・説明会では各参加事業者のブース及び県のブースを設置すること。なお、その設置に係る費用を参加事業者から徴収しないこと。
- ・説明会の求人対象となる職種については、宿泊施設運営に係る職種（総合職、フロント、調理、経理、企画・広報等）を広く対象とする。
- ・求職者募集に係るプロモーション方法について、目標数を達成するための創意工夫を検討し、具体的に提案書に示すこと。
- ・説明会に参加した求職者が多くの事業者ブースをまわる工夫を凝らすこと。なお、その手法について具体的に提案書に示すこと。
- ・求職者と事業者のマッチングを促進する工夫を提案書に示すこと。

#### 【成果目標】

- ・説明会参加事業者は20者以上／回を目標とする。
- ・説明会参加事業者の満足度は90%以上／回を目標とする。
- ・説明会参加求職者数は80人以上／回を目標とする。

### (3) 調査・分析及び報告書の作成について

- ・今後県が行う宿泊事業者の人材不足対策に関する施策の参考となることを目的とし、セミナー、説明会の参加事業者及び説明会参加求職者それぞれに対しアンケート等により調査を行い、その内容を分析したうえで、効果検証を行うこと。
- ・説明会参加事業者に対する調査項目については、少なくとも「説明会への満足度」、「次回開催があった場合の参加意向」を調査項目とする。
- ・説明会参加求職者に対する調査項目については、少なくとも「説明会への満足度」、「魅力を感じた点」、「魅力を感じなかった点」、「各事業者に対する評価（5段階）」を調査項目とする。
- ・それ以外の調査項目や調査手法について、具体的に提案書に示すこと。なお、調査内容や調査手法については、最終的には県と協議のうえ決定するものとする。
- ・報告書には、上記調査内容及びその分析結果を記載するほか、今後の短期的な人材確保策について、事業者及び県に対する提言等を考察のうえ報告書に記載すること。

## 5 業務遂行体制

### (1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

## (2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図(後方支援体制を含む)を提出すること。  
連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

## (3) その他

業務担当者及び作業員は、県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

## 6 納品物

- (1) 委託業務の実施結果を記載した「完了報告書」(仕様書4(3)の報告書含む)電子媒体、紙媒体(原則としてA4版・両面印刷)1部
- (2) その他実施内容の説明に必要と思われる資料

## 7 納入場所

三重県観光部観光戦略課(津市広明町13番地 三重県庁2階)

## 8 納入期限

令和6年3月25日(月)

## 9 費用の負担

本業務の履行に必要な備品は、受託者が負担すること。

## 10 損害賠償

- (1) 受託者の故意または過失により人身、施設等に損害が発生したときは、すべて受託者が賠償の責任を負うものとする。
- (2) 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により三重県に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3) 受託者の使用人が、業務遂行中に被った被害については、三重県は一切の責めを負わないものとする。ただし、三重県の責めに帰する場合はこの限りではない。

## 11 特記事項

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終

了後5年間保存すること。

- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - ウ 県に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (9) 受託者が（8）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 障がいを理由とする差別解消の推進  
受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。